

いしのまき市民公益活動連絡会議（いしのまき会議）総会

日 時：2020年10月2日 14時～16時

場 所：石巻市ささえあいセンター（ほっとお〜る） ささえあいホール

次 第

1. 開会の辞
2. 来賓あいさつ
石巻市長 亀山 紘 殿
3. 出席者数報告
4. 議長の選任
5. 議事録確認署名人の指名
6. 審議事項
 - 第一号議案 事業報告書及び決算書の承認の件
添付資料1 事業報告書（案）及び決算書（案）
 - 第二号議案 事業計画及び予算書の承認の件
添付資料2 事業計画書（案）及び予算書（案）
 - 第三号議案 規約改定の承認の件
添付資料3 規約（案）
 - 第四号議案 役員選任の承認の件
添付資料4 役員名簿（案）
7. その他
8. 閉会

第1期（2019年10月1日～2020年9月30日）活動報告書（案）

いしのまき市民公益活動連絡会議

I 事業期間

2019年10月1日～2020年9月30日

II 事業の成果

理事会における議論を重ね、いしのまき市民公益活動連絡会議（以下、いしのまき会議）が活動するための基盤として、事業計画（案）をまとめることができた。その過程において、会員となる団体へのヒアリングやニーズの把握は進めることが出来なかったため、次期より、事業を進めながら、ヒアリングやニーズ把握に努め、事業に反映する必要がある。

III 事業の実施状況

（1）第1回全体会

日時：2020年1月20日15時～17時

場所：石巻市かわまち交流センター 市民交流ホール

内容：・いしのまき会議の説明

- ・理事会報告
- ・社会課題を解決する活動を成功に導く12ステップの共有
- ・ワークショップ「協働を体感してみよう」

（2）石巻市の市民公益活動団体から見える新型コロナウイルス流行・対策による市民生活の影響に関する第1回調査の実施

期間：2020年4月17日から4月24日（回答期限）

内容：市民公益活動団体に対し、新型コロナウイルス感染症が市民生活にどのような影響を及ぼしているかのアンケート調査を実施し、報告書にまとめ、復興庁、宮城県、石巻市に提出した。

（3）地域運営組織（RMO）を知ろう

日時：2020年8月4日19時～21時

場所：石巻市かわまち交流センター 市民交流ホール

内容：講師に特定非営利活動法人いわてNPO-NET サポートの菊池広人氏を招き、地域運営組織の先進事例を学んだ。

（4）まちづくり懇談会

日時：2020年8月20日14時～15時30分

場所：石巻市役所4階庁議室

内容：石巻市広聴事業「まちづくり懇談会」を活用し、石巻市に対していしのまき会議を紹介し、以下の提案を行なった。

- ・提案1：子どもの居場所づくりの推進におけるNPO活用の提案

- ・提案2：石巻市が地域ぐるみで若者を支える地域への提案
- ・提案3：いしのまき会議をプラットフォームとした市民主体の協働まちづくり推進

(5) ぱぶこめナイト

日時：2020年8月12日19時～21時

場所：石巻市かわまち交流センター 市民交流ホール、オンライン (ZOOM)

内容：宮城県の次期総合計画中間案に対するパブリックコメント募集の機会に、有志で集まり中間案の内容を把握し合い、各々の所感を共有し、総合計画に対する理解を深めた。

(6) 協働の評価・検証を考える勉強会 第1回

日時：2020年8月12日19時～21時

場所：3.11 みらいサポート震災伝承スペースつなぐ館、オンライン (ZOOM)

内容：石巻市市民公益活動推進委員会で協議予定の協働の評価・検証・見直しの在り方について、委員会に先立って、有志で集まり意見を出し合った。

IV 総会等の開催状況

(1) 設立総会 (石巻市 NPO 連絡会議全体会を含む)

日時：2020年9月13日14時～16時

場所：石巻市かわまち交流センター 市民交流ホール

内容：規約の承認、役員選任、事業計画の承認

(2) 第1回通常理事会

日時：2019年10月16日18時30分～20時

場所：ハーバーランド

内容：第1期スケジュール、理事会準備会の設置、理事会を円滑に進めるルール

(3) 第2回通常理事会

日時：2019年11月13日15時～17時

場所：石巻市 NPO 支援オフィス

内容：石巻市復興政策部への設立挨拶の報告、キックオフ会議 (全体会) について、まちづくり懇談会について今後の進め方、いしのまき会議事務局・窓口設置について

(4) 第3回通常理事会

日時：2019年12月11日15時～17時

場所：石巻市 NPO 支援オフィス

内容：キックオフ会議 (全体会) について、石巻市市民公益活動推進委員会委員推薦について

(5) 第1回臨時理事会

日時：2019年12月25日15時～17時

場所：石巻市 NPO 支援オフィス

内容：キックオフ会議改め第1回全体会について

(6) 第4回通常理事会

日時：2020年1月15日15時～17時

場所：石巻市NPO支援オフィス

内容：第1回全体会について、SNS等情報発信について、石巻市地域包括ケア推進協議会の構成団体への加入について

(7) 第5回通常理事会

日時：2020年2月12日15時～17時

場所：石巻市NPO支援オフィス

内容：全体会の振り返り、次のステップに向けて

(8) 第6回通常理事会

日時：2020年3月23日15時～17時

場所：石巻市NPO支援オフィス

内容：まちづくり懇談会への提案事項について、いしのまき会議の今後の進め方について

(9) 第7回通常理事会

日時：2020年4月8日15時～17時

場所：石巻市NPO支援オフィス

内容：新型コロナウイルス感染症アンケートについて、第2期事業計画について

(10) 第8回通常理事会

日時：2020年5月13日15時～17時

場所：石巻市NPO支援オフィス

内容：新型コロナウイルス感染症アンケートについて、第2期事業計画について

(11) 第9回通常理事会

日時：2020年6月10日15時～17時

場所：石巻市NPO支援オフィス

内容：まちづくり懇談会について、第2期事業計画について

(12) 第10回通常理事会

日時：2020年7月8日15時～17時

場所：石巻市NPO支援オフィス、オンライン(ZOOM)

内容：第2期事業計画について、地域自治に関する勉強会について

(13) 第11回通常理事会

日時：2020年8月5日15時～17時

場所：3.11みらいサポート震災伝承スペースつなぐ館、オンライン(ZOOM)

内容：第2期事業計画について、宮城県次期総合計画に関する勉強会について、総会について

(14) 第12回通常理事会

日時：2020年9月2日15時～17時

場所：3.11 未来サポート震災伝承スペースつなぐ館、オンライン (ZOOM)

内容：第2期事業計画について、総会について

(15) 第2回臨時理事会

日時：2020年9月17日15時～17時

場所：3.11 未来サポート震災伝承スペースつなぐ館、オンライン (ZOOM)

内容：総会について

決算書(案)

いしのまき市民公益活動連絡会議

2019年 10月 1日 ～ 2020年 9月 30日

法人名： いしのまき市民公益活動連絡会議

活動計算書

決算書(案) 2019年 10月 1日 ~ 2020年 9月 30日 まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		0
2. 受取寄付金		0
3. 受取助成金		31,370
4. その他収益(勉強会会費等)		20,000
経常収益計		51,370
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
外注費(勉強会講師等)	38,500	
旅費交通費	7,480	
印刷製本費	1,380	
会場費	3,240	
通信運搬費	0	
振込手数料	770	
その他経費計	51,370	
事業費計		51,370
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		51,370
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

法人名： いしのまき市民公益活動連絡会議

貸借対照表

決算書(案)

2020年 9月 30日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	0		
流動資産合計		0	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			0
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		0	
当期正味財産増減額		0	
正味財産合計			0
負債及び正味財産合計			0

財務諸表の注記

決:重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

法人名： いしのまき市民公益活動連絡会議

財産目録

決算書(案)

2020年 9月 30日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手許現金	0		
流動資産合計		0	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			0
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			0

第2期（2020年10月1日～2021年9月30日）活動計画書（案）

いしのまき市民公益活動連絡会議

I 事業期間

2020年10月1日～2021年9月30日

II 事業実施の方針

第1期に理事会における議論を重ね作成した本活動計画を円滑に運営し、協働による健全な地域づくりに寄与する。それと同時に重ねた議論の内容を会員へ共有すると共に、会員との相互理解や共通認識を深め、また、市民公益活動団体や行政、企業との対話の場づくりにより、協働の基盤づくりを行なう。

III 事業

事業区分	事業内容	実施予定時期	支出見込額 (千円)
市民公益活動団体 間の協働	NPO日和を活用した情報発信	毎月1回	0
	学び合い	年2回程度	60
	協働体制の構築	通年	0
行政企業との協働	協議部会（仮称）や勉強会の実施	隔月1回程度	100

その他

- ・通常理事会の開催 毎月1回
- ・ホームページによる情報提供・共有 通年

法人名： いしのまき市民公益活動連絡会議

活動予算書(案)

決算書(案) 2020年 10月 1日 ~ 2021年 9月 30日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員会費		0	
賛助会員会費			
2. 受取寄付金			
3. 受取助成金			
4. その他収益(勉強会会費等)			
経常収益計		175,000	175,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝金等(旅費交通費含む)	130,000		
通信運搬費(HP用サーバー費等)	3,300		
印刷製本費	10,000		
会場費	10,000		
振込手数料	5,000		
その他経費計	158,300		
事業費計		158,300	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信運搬費(FAX・郵送)	5,000		
印刷製本費	10,000		
予備費	1,700		
その他経費計	16,700		
管理費計		16,700	
経常費用計			175,000
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

いしのまき市民公益活動連絡会議規約（改定案）

下線部：改定箇所

（名称）

第1条 本会は、いしのまき市民公益活動連絡会議（略称：いしのまき会議）と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、石巻市内に置く。

（目的）

第3条 本会は、石巻市内で活動する市民公益活動団体が相互に連携し、（1）市民主体のまちづくりの推進、（2）市民公益活動団体同士の協働の推進、（3）行政・企業との協働の推進を促し、健全な地域づくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- （1）市民への情報提供
- （2）市民公益活動団体の交流・学習・研修・情報交換・連絡調整
- （3）各種関係機関・団体との情報交換・連絡調整
- （4）その他、目的を達成するために必要な活動

2 事業を実施するために、理事会の承認を経て、部会または分科会を置くことができる。

（会員）

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- （1）正会員 本会の目的に賛同して入会した団体
- （2）賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書により申し込むものとし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 前項の者の入会を認めないときは、その旨を通知しなければならない。

（会費）

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき。
- （2）会員である団体が消滅したとき。
- （3）継続して2年以上会費を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

（退会）

第9条 会員は、退会届を提出して任意に退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これを除名することができる。

- （1）法令、又は本会の規約等に違反したとき。
- （2）本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

（会費の不返還）

第11条 既に納入された会費及びその他の金品は、返還しない。

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、2人を代表理事とし、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、その業務を執行する。
- 5 監事は、理事の業務執行の状況を監査し、本会の財産の状況を監査すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後も、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第17条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び活動決算
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 役員を選任、解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 総会は、代表理事が招集する。

(議長)

第22条 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、出席正会員と書面による表決の意思表示をした者および委任状提出者の合計が、正会員総数の3分の1により成立する。

(議決)

第 24 条 総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、総会出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 25 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第 26 条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員 2 人以上が確認しなければならない。

(理事会)

第 27 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 28 条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会費の額
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 29 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から招集の請求があったとき。

(招集)

第 30 条 理事会は、代表理事が招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 32 条 理事会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事会出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 33 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、議事録を作成記録しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事 2 人以上が確認しなければならない。

(資産の構成)

第 35 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収益
- (4) その他の収益

(事業計画及び予算)

第 36 条 本会の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本会の事業報告書及び活動決算は、毎事業年度終了後、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 38 条 本会の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

(規約の変更)

第 39 条 本会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第 40 条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 合併

附 則

1 この規約は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

2 石巻市 N P O 連絡会議の会員は、本規約の正会員となる。

3 初年度の会費は無料とし、次年度からの会費については理事会で検討する。

(2019 年 10 月 1 日制定)

(2020 年 10 月 1 日改定)

いしのまき会議 役員名簿（案）

役職	氏名	所属先・役職
(再)	理事 荒木 裕美	特定非営利活動法人ベビースマイル石巻 代表理事
(再)	理事 犬塚 恵介	一般社団法人おしかリンク 代表理事
(再)	理事 木村 正樹	特定非営利活動法人いしのまきNPOセンター 代表理事
(再)	理事 黒澤 健一	がんばろう！石巻の会 事務局長
(新)	理事 斉藤 誠太郎	一般社団法人ISHINOMAKI2.0 理事
(再)	理事 佐藤 尚美	一般社団法人ウィーアーワン北上 代表理事
(新)	理事 柴田 滋紀	特定非営利活動法人にじいろクレヨン 理事長
(再)	理事 菅野 芳春	一般社団法人ワタマスマイル 代表理事
(新)	理事 鈴木 平	特定非営利活動法人TEDIC 副代表理事
(再)	理事 高橋 洋祐	特定非営利活動法人石巻復興支援ネットワーク 事務局長
(再)	理事 田上 琢磨	一般社団法人石巻じちれん 事務局長
(再)	理事 田中 雅子	特定非営利活動法人こども∞感ぱにー 代表理事
(再)	理事 中川 政治	公益社団法人3.11みらいサポート 専務理事
(再)	理事 村島 弘子	特定非営利活動法人移動支援Rera 代表
(再)	監事 阿部 由紀	いしのまき支援連絡会

理事14名、監事1名 50音順

退任

氏名	所属先・役職
寶 鈴子	特定非営利活動法人放課後こどもクラブBremen 理事長
松村 豪太	一般社団法人ISHINOMAKI2.0 代表理事
門馬 優	特定非営利活動法人TEDIC 代表理事